

令和8年度 高松市会計年度任用職員募集要項 (じんかい収集用務職員 (臨時))

【職員代替】

高松市では、会計年度任用職員 (じんかい収集用務職員 (臨時)) を、次のとおり募集します。

1 募集の内容

人数	1人
職務内容	家庭ごみの収集、分別作業などに従事します。
応募資格	職務内容を遂行できる体力を有する人 (年少者労働基準規則第8条第42号により、令和8年4月1日現在で満18歳以上の者に限る。)
任用期間	令和8年7月1日以降採用日から令和8年9月30日まで ※同一年度内、任用期間を更新する場合があります。
勤務時間	月曜日～金曜日のうち週4日 (水曜日を週休日とする。) 午前8時～午後4時の週28時間 (パートタイム勤務) ※休憩1時間を含みます。
休日	水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
給与等	・日額 9,638 円 (地域手当相当額別途支給) ※別途、本市規程に基づき、特殊勤務手当及び交通費相当額が支給される場合があります。 ※支払いは、月末締め翌月21日払いとなります。
社会保険等	健康保険 (地方公務員等共済組合)、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
災害補償	労災保険が適用されます。
勤務場所	高松市木太町2282番地1 高松市環境業務センター
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与される場合があります。

■ 次の各号のいずれかに該当する人は申込できません。(地方公務員法第16条 (欠格条項))

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 外国籍の人も申込みできます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書をダウンロードできます。

<アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

2 申込手続

受付期間	令和 8 年 6 月 2 2 日（月）から定員に達するまで ※定員に達した時点で受付を終了します。	
提出書類	任用申込書 ※ 「5 任用申込書等記入要領」 のとおり記入してください。なお、提出書類はお返しできません。 （行政文書として管理し、適正に破棄します）	
提出方法	持参	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除く。
	郵送	■必ず「簡易書留」にしてください。 ※受付期間終了後に届いたものについては、無効とさせていただきます。 ■申込封筒の表に「会計年度任用職員（臨時）任用申込」と朱書きし、上記の提出書類を同封してください。
問い合わせ・申込先	高松市環境業務センター2階 環境局 環境業務課 TEL (087)834-0389 〒760-0080 香川県高松市木太町 2282 番地 1	

3 選考について

書類を受付後、後日、面接を行います。

※面接の日時については、決定次第、任用申込書に記載いただいた連絡先へご連絡いたします。

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、原則として採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。
- ・勤務条件、給与等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

5 任用申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入してください。
- ・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。